内管漏えい検査　委託の手引き

九十九里町ガス課

令和３年２月１日

１．はじめに

　本手引きは、九十九里町ガス課（以下「ガス課」という。）が都市ガス事業における定期漏えい検査（以下「内管漏えい検査」という。）の保安水準及び業務の継続性を確保するため、委託要件に必要な業務の内容及び、その他必要となる事項を定め、安全で円滑に業務を行い、保安の確保や継続的な業務を行うことができる事業者の選定に資することを目的とする。

２．委託要件の基本事項

（１）前提

　　・ガス課は、内管漏えい検査で外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするため委託要件を定める。

　　・委託先はその要件を遵守する。

　　・内管漏えい検査とは、法定業務である「定期漏えい検査」をいう。

　　・本手引きには保安水準を確保するため、ガス課の自主的な保安の取り組みについて必要な要件を記載しており、委託先はこれを実施すること。

　　・「定期漏えい検査」は、法的業務として厳格性が要求されることから、委託先は適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を遵守するために継続的に体制を確保すること。

（２）基本要件

　　１）参加要件

　　　・取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。

　　　・継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。

　　　・「内管検査員」資格を有する要員を一定数（概ね２名）以上確保しており、業務に従事させられること。

　　２）欠格要件

　　　・破産手続き開始の決定を受け債権を得ない者。

　　　・委託の認定を取り消されてから２年を経過していない者。

　　　・反社会勢力、もしくは反社会勢力と非難されるべき関係がある者。

　　　・その他ガス課が別途定める要件に該当する者。

　　３）保安水準の確保

　　　・ガス課は、委託先が保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認する。

　　　・委託先は、保安水準を確保するための体制をガス課の定める様式に従い、必要な項目を定期的に報告すること。また、変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。

　　　・委託先は、ガス課が定めた自主保安業務を実施すること。

　　　・委託先の経営者は、その受託する業務について、管理者、検査員へ保安に関する指示を行う、ガス課が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。

　　４）自主保安業務の実施

　　　・委託先は保安水準確保の観点から、内管漏えい検査と併せて以下の業務を実施

すること。

　　　　①露出部の外観検査

　　　　②マイコンメーターの点滅有無の確認

　　　　③ガス警報器の確認

　　　　④お客様に対する点検結果のお知らせ等

　　５）再委託への対応

　　　・委託先は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。

ただし、書面によりガス課の承諾を得たときはこの限りではない。

　　６）委託の取り消し等

　　　・ガス課は、受託先が下記に該当するときは、契約を解除することができる。

　　　　①委託業務を実施することができないとき、またはできないと明らかにみとめられるとき。

　　　　②正当な理由もなく委託業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

　　　　③業務委託契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

　　　・ガス課は、委託先の業務遂行体制、能力等が保安水準の確保に適応しないと判

断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対し

その理由を明示して委託業務の範囲を制限、停止できるものとする。

　　　・検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合は、ガス課は委

託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消

しできるものとする。

（３）定期漏えい検査の要件

　　１）対象範囲

　　　・定期漏えい検査業務は単年度委託契約とし、ガス課で法定周期を満足するよう

対象範囲及び件数を定めている。委託先は契約書及び仕様書に定められ

た対象範囲を遵守し以下の業務を実施する。

　　　　①灯外内管の外観検査及び漏えい検査

　　　　②灯内内管の外観検査及び漏えい検査

　　　　③消費機器調査（小売供給需要家のみ）

　　　　④その他委託業務に関する指示事項

　　２）必要資格

　　　定期漏えい検査に従事する検査員は、「一般財団法人日本ガス協会　内管検査員」

資格を有しており、３年間に１回の資格更新が適切に行われていること。

　　　なお、小売供給需要家の検査については、消費機器調査も同時に作業を行うため

「一般財団法人日本ガス協会　消費機器調査員」資格を有しており、３年間に１回

の資格更新が適切に行われていること。

　　３）業務実績

　　　・委託先は、消費機器調査、定期漏えい検査の実績が適正な期間（概ね１年間）以上あること。

　　　・検査員は、消費機器調査、定期漏えい検査の実績（ともにLP除く）が３ヵ月以上または、内管検査員の資格を有する者に１カ月以

上同行して業務の現場教育を受けていること。

　　４）関与、統制、信頼性

　　　委託先は、以下のどちらかの要件を満たしていること。

　　　①ガス課と都市ガス事業において長期的な取引があること。

　　　②ガス課と関与、統制、信頼性を確保するための契約を締結し、法定周期を遵守

すること。

　　５）継続的な体制確保

　　　・ガス課は検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的

に確認すること。

　　　・委託先は、業務体制、検査要員計画を定期的にガス課へ届け出ること。

　　６）効率的な運用

　　　・ガス課は、調査地区及び調査件数が契約図書等に基づき履行されているか定期

的に検査する。

　　　・委託先は、ガス課が契約図書~~仕様書~~等で指定する様式や貸与する計測器等で検

査業務を管理すること。

（４）その他

　　１）特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

　　　・委託先は、内管図面等により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できる

こと。

（５）受託するための手順及び手続き

　　　①ガス課は受託希望者から確認及び相談があった場合は、委託先選定方法や委託

要件、受託申請手続きに関して説明する。

　　　②受託希望者は、受託参加申請書（様式１）に必要事項を記載し、ガス課が指定

する窓口に提出する。

　　　③ガス課は受託希望者から提出された受託参加申請書（様式１）の内容をチェッ

クし、委託要件を満たしているか確認する。

　　　注）委託先の選定及び契約は、地方自治法によるものとする。

　　　【申請・相談窓口】

　　　　九十九里町ガス課　供給係

　　　　ＴＥＬ：０４７５－７６－６１７６

　　　　ＦＡＸ：０４７５－７６－８９９２

３．手引きの開示

　　ガス課は、本書「内管漏えい検査　委託の手引き」をホームページに等に開示する。

　　ガス課は、参入希望の問い合わせに対し、詳細説明を行う。

（様式１）

受　託　参　加　申　請　書

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 内　　　容 |
| ①商号又は名称 |  |
| ②代表者氏名 |  |
| ③設立年月日 |  |
| ④本社所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| 担当部署 |  |
| 担当者氏名 |  |
| ⑤資本金 |  |
| ⑥総従業員数（うち社員数） |  |
| ⑦総事業所数 |  |
| ⑧業務内容 |  |
| ⑨希望する受託業務 |  |
| ⑩必要な資格保有者数  　（内社員数） |  |
| ⑪受託に必要な業務実績  　事業所の業務実績  　検査員の業務実績 |  |
| ⑫九十九里町内への本店・支店或いは営業所の有無 |  |